

オンライン研修受講規約

制定 令和 3 年 8 月 25 日
改正 令和 4 年 8 月 8 日
改正 令和 5 年 5 月 26 日
改正 令和 5 年 9 月 22 日

本規約は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）がオンライン形式で実施する医療・福祉等の機関で就業支援を担当する方向けの研修（以下「オンライン研修」という。）を円滑かつ安全に実施することを目的に定めるものです。オンライン研修の受講を希望される場合は、以下の事項をご確認、ご同意の上、遵守いただきますようお願いいたします。

なお、以下の 1～8 の事項すべてにご同意いただける場合は、申請書の受講規約の同意欄にチェックをしてください。

1 受講の準備

受講者又は受講者の所属機関の費用と責任において、受講に必要な端末等の設備一式及び十分な帯域とセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保し、使用してください。通信費用は受講者又は受講者が所属する機関にてご負担ください。また、店舗内の Wi-Fi 等、不特定多数が利用する公衆無線 LAN 等は使用しないでください。

なお、通信回線の使用に当たっては、接続先に誤りがないか必ず確認してください。

- (1) オンライン研修は、エンドツーエンド暗号化したアプリケーション（例 Zoom、Teams、Webex 等）を利用します。原則、Zoom を利用しますが、代替として Teams 等を利用する場合があります。

Zoom 等のアプリケーションのインストールは不要ですが、下記の要件等をご参照の上、推奨されている環境で入室してください。また、端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。

【Zoom】

<https://support.zoom.us/hc/ja/sections/4415056814989-%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E8%A6%81%E4%BB%B6>

【Teams】

<https://learn.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/get-lients?tabs=Windows#web-client>

【Webex】

<https://help.webex.com/ja-jp/article/nki3xrq/Webex-Meetings-Suite>

- (2) 研修資料の配付方法は、研修受講者に別途通知します。
- (3) オンライン研修が受講できる環境であるかを確認するために、研修初日の講義開始前までの指定した日時に接続テストを行います。研修当日は、研修事務局は研修運営を優先するため、できる限り、接続テストへのご参加にご協力をお願いいたします。

- (4) 接続テストへの参加及びオンライン研修を受講する際に、Zoom 等に表示する名前は、受講者番号及び所属機関名を表示させてください。
- (5) 接続テストへの参加及びオンライン研修の受講に必要なパスワードや URL 等は適切に管理し、受講者以外の方に譲渡若しくは貸与、又は受講者以外の方と共有しないでください。

2 受講方法

- (1) オンライン研修に集中でき、他の方に情報がもれない環境下で受講してください。
- (2) カメラの設定を ON にする際に、オンライン会議システムの画面上に受講者の顔等が表示されます。背景に個人情報映り込まないように注意をしてください。
- (3) 各講義開始前又は終了時に映像等により出欠を確認することがあります。
- (4) 受講中はカメラ及びマイクの設定は講師の指示がない限り常に OFF (ミュート) にしてください。なお、機構にて強制的に映像・音声の操作を行うことがあります。
- (5) 受講中、講師への質問等を行うことができますが、その場合は個人情報、所属機関の未公表の情報等は発言等しないでください。チャット機能による質問等の記載内容、口頭による質問等の映像・音声は、他の受講者にも情報共有されます。

3 受講の留意点

- (1) オンライン研修に係る著作権は機構及び講師に帰属します。オンライン研修の録音、録画、撮影、電子媒体への取込み、SNS や YouTube 等による拡散等は絶対に行わないでください。違反があった場合には、著作権侵害、講師の肖像権侵害の問題となります。また、研修の参加を停止する場合があります。
ただし、オンライン研修に用いられた資料については、受講者が当該資料を自己研鑽のため又は自らの所属機関内での研修等のために必要最小限の範囲で使用することは、例外的に許容されます。
- (2) 補講教材の作成のため、オンライン会議システムにより講義を録画します。
- (3) 講師又は機構が許可する場合を除き、遅刻や途中退席はしないでください。
- (4) 上記に加え次の行為も禁止いたしますので、絶対に行わないでください。
次の行為に関する機構の指示に従わない場合は、研修の参加を停止する場合があります。
 - ① 法令または公序良俗に違反する行為
 - ② 犯罪行為に関連する行為
 - ③ 他の受講者または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
 - ④ 機構のオンライン研修の運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑤ 不正アクセスをし、又はこれを試みる行為
 - ⑥ 他の受講者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
 - ⑦ 不正な目的を持ってオンライン研修を利用する行為
 - ⑧ 講師の説明や質疑応答等を妨げる行為
 - ⑨ オンライン研修の他の受講者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - ⑩ 他の受講者に成りすます行為

- ⑪ 機構が受講を承認していない者を同席させたり、受講者に代わって受講させたりする行為
 - ⑫ オンライン研修上での宣伝、広告、勧誘または営業行為
 - ⑬ オンライン研修に関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
 - ⑭ その他、機構が不適切と判断する行為
- (5) その他、機構が行う指示に従ってください。

4 オンライン研修の中止

以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講者に事前に通知することなくオンライン研修の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- ① 地震、落雷、火災、停電などの不可抗力により、オンライン研修の実施が困難となった場合
- ② コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- ③ その他、機構がオンライン研修の実施が困難と判断した場合

5 オンライン研修が受講できなかった場合の取扱

何らかの原因でオンライン研修を中止した場合、又は受講者自身の原因でオンライン研修が受講できなかった場合の代替措置は、機構の内部規定に則り、別途お知らせします。

6 損害賠償

受講者は、本受講規約及び法令の定めに違反したことにより、機構又は第三者（講師を含みます。以下同じです。）に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

7 免責事項

- (1) オンライン研修に関連して発生した受講者、受講者の所属機関又は第三者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。ただし、機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。
- (2) 1の設備等の不具合又は不準備により、オンライン研修の受講に支障が生じたとしても、機構はそのことに関して一切の責任を負わないものとします。

8 専属的合意管轄

オンライン研修に関して紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。